

群馬県社会的養育推進計画

(平成27年度～令和11年度)



<令和2年3月 改定>

<令和7年3月 中間見直し>

群 馬 県

はじめに

少子化により児童人口が減少する中であっても、児童虐待に対する社会的関心の高まりや通告義務の周知により、全国の児童相談所における虐待相談対応件数は年々増加しています。このような中、社会的養護（様々な事情により実親から分離されたこどもに、里親や施設等の代替養育を公的に保障すること）を必要とするこどもが健やかに育つ環境を整えることは、社会全体の責務として捉えなければなりません。

国においては、平成 23 年に厚生労働省の検討委員会が「社会的養護の課題と将来像」を取りまとめ、社会的養護は、原則として家庭養護を優先し、施設養護もできる限り家庭的な養育環境の形態に変えていく必要があるとしました。これを受け、群馬県では、各児童養護施設等における小規模化・地域分散化等と、里親やファミリーホームでの家庭養護を推進するため、平成 27 年度に「群馬県家庭的養護推進計画」を策定しました。

その後、平成 28 年の児童福祉法の改正では、こどもが権利の主体であることを位置付けるとともに、こどもの家庭養育優先原則が明記されました。また、令和 4 年の同法改正では、こどもに対する家庭及び養育環境の支援を強化し、こどもの権利の擁護が図られた児童福祉施策を推進するため、様々な措置を講じることとされました。

群馬県では、法の理念のもと、令和元年度に「群馬県家庭的養護推進計画」を「群馬県社会的養育推進計画」へ改定し、さらに今回、中間見直しを実施して、将来を見据えた取組内容の充実を図りました。

本計画の名称にある「社会的養育」とは、「社会的養護」の範疇にとどまらず、全てのこどもを対象にした概念であり、「社会が保護者（家庭）とともに、家庭で暮らすこども及び代替養育を受けているこどもの、胎児期から自立までの養育全てについて責任を持ち、支援する」という考え方です。今回の中間見直しでは、この考え方に沿い、家庭で暮らすこどもへの予防的支援も含めた総合的な取組方策を定めています。また、当事者であるこども（社会的養護経験者を含む。）にインタビューを実施し、その意見を反映するとともに、計画評価のための指標及び目標値を多数かつ具体的に定め、より適切に P D C A サイクルを運用する体制を整えました。

これらの目標を達成するためには、人員体制の充実や職員の専門性の確保、さらには里親やファミリーホームの十分な確保と支援体制の整備が不可欠となります。関係者の協力のもと、様々な境遇に置かれたこどもが、安心して暮らすことのできる環境を整えてまいります。関係者の皆様には、当事者であるこどもの声を大切にし、こどもにとって最善の利益が確保されるよう、御協力をお願いします。

結びに、計画内容の検討に当たり、様々な意見を伝えてくださった当事者の皆様、それぞれの思いを込め熱心に御討議いただいた関係者の皆様等、多くの方々に対し、心から御礼申し上げます。

令和 7 年 3 月

群馬県生活こども部

目 次

第 1 章 総論	1
第 1 節 群馬県における社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像	1
1 計画策定の趣旨	1
(1) 群馬県家庭的養護推進計画（策定）＜平成 27 年度～41 年度＞	1
(2) 群馬県社会的養育推進計画（改定）＜令和 2 年度～11 年度＞	1
(3) 群馬県社会的養育推進計画（中間見直し）＜令和 7 年度～11 年度＞	2
2 計画の位置付け	3
3 計画の期間	4
第 2 節 本県における社会的養育の現状	6
1 社会的養育の現状	6
(1) 本県の人口の動向と構造の変化	6
(2) 児童相談所における相談件数の推移	8
(3) 社会的養育関係施設の設置状況	10
(4) 里親の状況	13
(5) 小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム事業）の状況	15
2 社会的養育の将来像	16
(1) 各年度における代替養育を必要とするこども数の見込	16
(2) 各年度における自立支援を必要とするケアリーバー等数の見込	18
(3) 社会的養育に必要な資源の整備	18
第 3 節 計画の基本的な考え方	21
1 基本方針	21
2 基本的視点	22
3 施策体系	23
第 4 節 計画の推進	24
1 計画の推進体制	24
(1) 県の推進体制	24
(2) 市町村や関係施設・機関等との連携	24
(3) 計画策定等における当事者であるこども（ケアリーバーを含む）の意見の反映	25
(4) 計画の自己点検及び評価	25
第 2 章 具体的取組方向	26
1 養育環境の整備	26
(1) 代替養育を必要とするこどものパーマネンシー保障に向けた取組	26
(2) 施設の高機能化及び多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散化の推進	

・ ・ ・ ・ ・	2 8
(3) 里親制度の普及推進及び里親の確保、里親委託の推進	3 2
(4) 里親・ファミリーホームへの支援	3 4
(5) 里親養育の包括的な支援（フォostタリング業務の実施）	3 7
(6) こどもの状況に応じた一時保護環境の整備	3 8
(7) 障害児入所施設における支援	4 0
2 児童虐待の防止	4 2
(1) 児童虐待の予防・防止の取組強化	4 2
(2) 警察、学校及び医療機関等の関係機関との連携強化	4 3
(3) 被虐待児童の早期保護	4 5
(4) 市町村のこども家庭支援体制の構築等に向けた取組	4 6
(5) 支援を必要とする妊産婦等の支援	4 8
3 人材の育成	5 0
(1) 施設職員及び里親の専門性の向上、人材の確保	5 0
(2) 児童相談所職員の専門性の向上	5 1
(3) 児童家庭支援センターの機能強化及び設置促進	5 2
4 こどもの自立支援（ライフサイクルを見通した支援）	5 3
(1) こどもの自立支援策の強化	5 3
(2) こどもの権利擁護体制の整備（意見聴取・アドボカシー）	5 5
(3) アフターケア（施設退所並びに里親及びファミリーホーム委託 解除後の相談支援）への取組	5 7

資料編

1 「群馬県社会的養育推進会議」の設置及び運営に関する要領等	5 9
(1) 「群馬県社会的養育推進会議」の設置及び運営に関する要領	5 9
(2) 社会的養育推進会議開催経過	5 9
2 令和5年度末時点の計画達成状況	6 2
3 当事者であるこども（ケアリーバーを含む）へのインタビュー	6 6
4 市町村における家庭支援事業の確保方策	7 9
5 関係法令等	8 3
(1) 児童福祉法（抄）	8 3
(2) 児童虐待の防止等に関する法律（抄）	8 8
(3) 群馬県虐待から子どもの生命と権利を県民全体で守る条例（抄）	9 0
(4) 子ども・子育て支援法（抄）	9 1
(5) 児童憲章	9 3